

## 令和8年度建設産業女性人材確保・活躍推進事業委託企画提案競技募集要項

### 1. 目的

建設産業は、他産業と比較して女性の就業率が低い一方、業務のICT化の進展等を通じて、女性の活躍がより一層期待できる産業である。

建設産業において女性が活躍できるイメージや建設産業の新しい4K（給与・休暇・かっこいい・希望）を進路や就職選択を控えた若年層等に意識づけるとともに、建設産業に従事している女性の活躍の場をさらに広げ、女性の入職・定着を促進するなど、建設産業における人材不足の解消や生産性の向上、労働環境や処遇の改善を図る目的で、この事業を実施する。

### 2. 契約に付する事項

#### (1) 業務名

令和8年度建設産業女性人材確保・活躍推進事業委託

#### (2) 履行場所

県内

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

#### (4) 業務概要

別紙「令和8年度建設産業女性人材確保・活躍推進事業委託業務仕様書」による。

#### (5) 限度額

15,554,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 3. 参加資格

企画提案競技へ参加できる者は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

#### (1) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

- ①本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有する法人格を持つ団体であること。
- ②本県知事から入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- ③宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ④特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に

掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

(キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑦ 国税及び県税の滞納がないこと。

#### 4. 企画提案競技参加申込

(1) 企画提案競技への参加を希望する者は、次に定める①～⑥の必要書類を提出すること。提出部数は、各1部とするが、⑥については、9部提出のこと。

① 企画提案競技参加申込書（別紙様式1）

② 誓約書（別紙様式2）

③ 会社（団体）概要（別紙様式3）

④ 都道府県民税納税証明書（写しは不可）※発行後3箇月以内のもの

⑤ 国税納税証明書（その3の3）（写しは不可）※発行後3箇月以内のもの

⑥ 会社の概要書（パンフレット等会社の業務内容が確認できる書類。写しでも可。）

(2) 提出期限

**令和8年4月24日（金）10：00必着**

（郵送（簡易書留等、配達記録が残る方法とする）または持参すること。）

(3) 参加申込書及び資格審査書類提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班

T E L : 097-506-4516 F A X : 097-506-1770

(4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（別紙様式4）を提出すること。

#### 5. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙様式5）にて行うものとし、FAXもしくはメー

ルで提出すること。なお、必ず送付したことを電話連絡し、着信を確認すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

①提出期限：令和8年4月24日（金）10：00必着

②提出先：〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班

T E L : 097-506-4516 F A X : 097-506-1770

E-mail : a17000@pref.oita.lg.jp

(3) 回答

参加申込みのあった者全てに対して、メールで随時回答する。なお、提案内容の核となる質問については、質問者のみに回答する。

6. 企画提案書等

(1) 企画提案書等作成上の条件

企画提案書等の作成、提出等に要する経費については、参加業者の負担とする。

(2) 企画提案における必須項目

全てA4サイズで両面印刷（長編綴じ）とし、ページ番号を付し、下記の項目を盛り込んだものとする。

① 事業の内容及び方法

- ・研究会や出前講座、セミナー、情報発信等に係る内容、手法を具体的に示すこと
- ・実施時期（全体スケジュール）や実施方法

※仕様書に記載している事業内容以外での提案がある場合は加対象とする

②見込まれる波及効果

③過去の類似業務の実績

④関係機関との協力体制

⑤委託業務の執行体制

(3) 特記事項

上記の他に、本事業における自社の優位性等があれば記載すること。

(4) 概算経費

本事業に必要な経費の見積書を添付すること。（任意様式）

(5) 提出期限等

①提出期限：令和8年5月12日（火）10：00必着

② 提出方法：郵送（簡易書留等、配達記録が残る方法とする）又は持参

③ 提出書類：9部（正本1部、副本（正本の写し）8部）提出すること。

④提出先：〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班

## 7. 審査方法

### (1) 提案書の審査

審査委員会を設置し、6名の審査委員、600点満点（1人あたり100点満点）で評価を行う。評価点が360点以上の提案者に対し加点数を加えた総合点を踏まえ、審査委員会による協議を行い、契約候補者1者を選定する。なお、評価点が300点に満たない者は選定外とする。

### (2) プレゼンテーション

開催日：令和8年5月20日（水）14時00分～

開催場所：参加者宛て別途案内（大分県庁内で実施予定）

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、時間等の詳細については別途提案者に通知する。

### (3) 審査基準

別紙「審査基準表」に基づき総合的に行う。

### (4) 審査結果の通知

審査の結果については、後日、提案者あて通知する。

※なお、審査等に関する照会、問い合わせには一切応じない。

## 8. 契約に関する事項

### (1) 契約の手続き

契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について土木建築企画課と協議を行い、県と委託候補者との間で業務内容及び契約金額について合意に達した場合に契約書を取り交わすものとする。

### (2) 契約保証金

大分県契約事務規則第5条第3項第9号により契約保証金を免除する。

### (3) 変更協議

契約締結後、より効果的に事業を実施するために業務の内容に変更が生じた場合は、受託者と県で協議し県から承認を得たうえで変更することができるものとする。

### (4) 委託料の支払

委託業務完了後、県の完了検査を経て、受託者の請求に基づき委託金を支払うこととする。なお、委託金の一定の範囲まで前金払いすることも可能であるが、前払い請求の内容については、契約の中で取り決めることとする。

### (5) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務を行うにあたり取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に行うこと。

### (6) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の

ために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) その他

ア 本事業は大分県からの委託事業のため、事業の成果は大分県に属する。

イ 本業務にかかる記録として写真等の撮影にあたっては、大分県ホームページ等に掲載することがあるため、あらかじめ関係者に了承を得るものとする。

9. その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提案書類の返却

提出書類については返却しない。なお、提出書類は選定業務以外に使用しない。

(3) 提出書類の追加・修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めない。

(4) 提案に要する費用負担

提案書類に作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とする。

(5) 提案者の欠如事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

①提案書類の提案期限を過ぎた場合。

②提出に参加する資格がない者が提案したとき。

③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

(6) その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

(7) 本業務に基づく成果物に関する著作権及び使用権は、すべて県に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または、使用してはならない。

10. 問合せ先

大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

T E L : 097-506-4516 F A X : 097-506-1770 E-mail : a17000@pref.oita.lg.jp